

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年10月29日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第50号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

別表第1 1中第79号を第80号とし、第68号から第78号までを1号ずつ繰り下げ、第67号の次に次の1号を加える。

(68) 区役所及び区役所支所の区民部市民窓口課長

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(会計室会計課)